

イノベーション促進産学官対話会議(第1回) 議事次第

平成28年7月27日(水)
14:30~16:00
於:経済産業省
別館944会議室

1. 開会

2. 議題

- (1) イノベーション促進産学官対話会議について
- (2) その他

3. 閉会

【配付資料】

資料1 イノベーション促進産学官対話会議運営要綱

資料2 イノベーション促進産学官対話会議について

資料3 「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン(仮称)」の策定に
向けて議論すべき論点(案)

参考資料1 研究経営システムの確立に向けて(報告書)

(科学技術・学術審議会 産業連携・地域支援部会 競争力強化に向けた大学知的資産マネジメント検討委員会 大学等における産学官連携リスクマネジメント検討委員会)

参考資料2 大学における知的資産マネジメントの在り方について(報告書)

(オープン&クローズ戦略時代の大学知財マネジメント検討会 大学等における産学官連携リスクマネジメント検討委員会)

参考資料3 本格的な産学連携による共同研究の拡大に向けた費用負担等の在り方について

(イノベーション実現のための財源多様化検討会)

参考資料4 「イノベーションを推進するための取組について」(平成28年5月13日産業構造審議会 産業技術環境分科会 研究開発・イノベーション小委員会)

参考資料5 「大学における産学連携活動マネジメントの手引き」(平成28年3月25日経済産業省 産業技術環境局大学連携推進室)

イノベーション促進産学官対話会議運営要綱

平成 28 年 7 月 25 日
文部科学省 高等教育局
文部科学省 科学技術・学術政策局
経済産業省 産業技術環境局

(目的)

第 1 条 イノベーション促進産学官対話会議（以下、「産学官対話会議」という。）は、「日本再興戦略 2016」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）を踏まえ、産学官のイノベーションを促進するため、「組織」対「組織」の産学官連携を深化させるための方策や、その方策の実行・実現に必要な具体的な行動等について、産学官の対話を通じて、産学官それぞれに求められる役割や具体的な対応を検討することを目的とする。

(議事)

- 第 2 条 産学官対話会議は、議長と構成員により組織され、別添のとおりとする。また、議長が必要と認めるときは、構成員外の関係者の出席を求め産学官対話会議の調査・検討に参加させることができる。
- 2 産学官対話会議は、構成員の過半数が出席しなければ、会議を開催することができない。構成員が出席できない場合は代理出席又は書面による意見の提出による出席を認める。
 - 3 議長は、産学官対話会議を招集し、議事を総理する。
 - 4 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(会議の公開)

- 第 3 条 産学官対話会議は、個別利害に直結する事項についての検討も含まれる可能性があるため、議事は原則として非公開で行う。
- 2 本会議で配布する資料及び議事概要については、公開することにより会議の円滑な実施に影響が生じるものとして、非公開とすることが適当であるとの議長の特段の判断がない限り、原則として会議終了後に公開する。

(産学官連携深化ワーキンググループの設置)

第 4 条 産学官対話会議は、「日本再興戦略 2016」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）に定められた、産学官連携を円滑に推進する観点から取りまとめるガイドラインの策定に向けた具体的検討を行うため、産学官連携深化ワーキンググループ（以下、「産学官連携深化WG」という。）を設置する。

- 2 産学官連携深化 WG の構成員は、別途定める。
- 3 産学官連携深化 WG の議事その他運営に必要な事項は、産学官連携深化 WG の構成員の合議により定める。

(事務局)

第5条 産学官対話会議に関する事務は、文部科学省高等教育局高等教育企画課、国立大学法人支援課、科学技術・学術政策局政策課、科学技術・学術戦略官（制度改革・調査担当）付、経済産業省産業技術環境局産業技術政策課の協力を得て、文部科学省科学技術・学術政策局産業連携・地域支援課、経済産業省産業技術環境局技術振興・大学連携推進課大学連携推進室が担当する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、産学官対話会議の議事の手続その他産学官対話会議の運営に関し必要な事項は、産学官対話会議の議長が産学官対話会議に諮って定める。

(別添)

イノベーション促進産学官対話会議 構成員等について

上山	隆大	総合科学技術・イノベーション会議 議員
◎内山田	竹志	日本経済団体連合会 未来産業・技術委員会委員長 トヨタ自動車株式会社 代表取締役会長
大西	隆	豊橋技術科学大学学長
○小野寺	正	日本経済団体連合会 未来産業・技術委員会委員長 KDDI株式会社 取締役会長
鎌田	薫	日本私立大学団体連合会 会長 早稲田大学総長
清原	正義	公立大学協会 会長 兵庫県立大学学長
◎五神	真	東京大学総長
○里見	進	国立大学協会 会長 東北大学総長
須藤	亮	株式会社東芝 技術シニアフェロー 産業競争力懇談会（COCON） 実行委員長
中鉢	良治	産業技術総合研究所 理事長
十倉	雅和	住友化学社長
萩本	範文	多摩川精機 代表取締役副会長
橋本	和仁	総合科学技術・イノベーション会議 議員
松本	紘	理化学研究所 理事長
常盤	豊	文部科学省 高等教育局長
伊藤	洋一	文部科学省 科学技術・学術政策局長
末松	広行	経済産業省 産業技術環境局長
山脇	良雄	内閣府 政策統括官（科学技術イノベーション担当）

(◎：議長、○：議長代理)

イノベーション促進産学官対話会議 について

平成28年7月

文部科学省高等教育局

文部科学省科学技術・学術政策局

経済産業省産業技術環境局

経緯 1 : 経団連提言「産学官連携による共同研究の強化に向けて」

- 経団連提言「産学官連携による共同研究の強化に向けて」（平成28年2月16日）において、産業界から大学・研究開発法人に対し、学長・理事長等のリーダーシップに基づき、「本格的な共同研究」の実行に向けた速やかな対応、ならびに将来に向けた研究成果の最大化に向けた改革を求めている。

Ⅱ. 大学・研究開発法人に対する期待

「本格的な共同研究」を進めるには、世界トップレベルの研究力を持つ主体間で資金・知・人材が好循環すること、即ち、企業・大学・研究開発法人内の部局および各主体の壁を越えた組織的な連携体制の構築が極めて重要といえる。

「本格的な共同研究」実行に向けて、速やかな対応を要する点

- 大学・研究開発法人の本部（産学連携本部等）における、部局横断的な体制を構築し共同研究を推進する企画・マネジメント機能の確立
- 資金の好循環に向けた管理業務の高度化・共同研究経費の見える化
- 知の好循環に向けた知的財産マネジメントの強化
- 人材の好循環に向けたリスクマネジメントの確立・クロスアポイントメントの拡大

将来に向けた研究成果の最大化に向けて、改革を要する点

- 資金の好循環に向けた財務構造改革・財務基盤強化
- 知の好循環に向けた高度な知的資産マネジメント・研究の「価値」に関するプロモーション
- 人材の好循環に向けた研究者（教員）の人事評価制度改革
- 産学官連携に関する「価値」の再認識

なお、共同研究成果の社会実装を加速するためには、産業技術総合研究所（産総研）等が強化を進める「橋渡し機能」の強化も重要である。

経緯 2 : 第5回「未来投資に向けた官民対話」

- 平成28年4月12日に開催された第5回「未来投資に向けた官民対話」で、次の発言あり。

- 榊原経団連会長

企業から国内の大学・研究開発法人への投資は、2014年度で623億円である。企業の研究費総額から見ると、0.4%程度ということで、非常に低い水準である。これを2025年までには、1桁上と言いたいのだが、少なくとも3倍増の規模に拡大する必要がある。

- 五神東京大学総長

民間企業との連携だが、経済を担っているのは民間の企業であり、そこの連携は極めて重要なわけだが、現状は、小粒な産学共同研究が多いということで、民間からの信頼を得て、大学が積極的に活用されているという状況ではない。産学の重なり合いを大きくする方向でそこを直さなければいけない。それを本気の産学連携と呼んでいるわけである。

- 安倍内閣総理大臣

我が国の大学は、生まれ変わる。産学連携の体制を強化し、企業から大学・研究開発法人への投資を、今後10年間で3倍にふやすことを目指す。



経緯 3 : 日本再興戦略2016

- 日本再興戦略2016（平成28年6月2日閣議決定）において、産学官が対話しながら実行・実現していく場を創設するとしているところ。

◆組織トップが関与する「組織」対「組織」の本格的な産学官連携の推進

これまで研究者個人と企業の一組織（研究開発本部）との連携にとどまり、共同研究の1件あたりの金額が国際的にも少額となっている産学官連携を、大学・国立研究開発法人・企業のトップが関与する、本格的でパイプの太い持続的な産学官連携（大規模共同研究の実現）へと発展させる。

具体的には、2025年度までに大学・国立研究開発法人に対する企業の投資額をOECD諸国平均の水準を超える現在の3倍とすることを目指す。

このような取組を推進するため、文部科学省と経済産業省は、産学連携を深化させるための大学側の体制強化や企業におけるイノベーション推進のための意識・行動改革の促進などイノベーション創出のための具体的な行動を産学官が対話をしながら実行・実現していく場を今年度中に創設する。

また、関係府省におけるこれまでの検討等をも踏まえつつ、産業界とも調整の上、産学官連携を円滑に推進する観点から、産業界から見た大学や国立研究開発法人等の課題に対する処方箋や考え方を取りまとめたガイドラインを関係府省が連携して本年秋までに策定する。

毎年度実施する国立大学法人法に基づく国立大学法人等の評価に当たり、ガイドラインの内容については、産学官連携の取組の評価の際に、参照すべき取組の例として活用する。また、指定国立大学法人の指定に際しても、産学連携を行うに当たって策定するガイドラインの内容を踏まえた取組がなされているか、またはなされる計画となっているかを十分踏まえるものとする。

「イノベーション促進産学官対話会議」について

- 総理指示や日本再興戦略2016、これまでの両省での検討等も踏まえ、産学官のイノベーションについて、実行・評価・改善を力強く推進していくため、産学官の対話の場「イノベーション促進産学官対話会議」を設置。
- 企業におけるイノベーション経営の推進や大学等における産学官連携体制を構築するための方策等について、大学・国立研究開発法人と産業界が連携しつつ検討していく。

イノベーション促進産学官対話会議

産業界



- イノベーション経営への取組
- 大企業とベンチャーの連携



産学官連携による
共同研究強化のための
ガイドライン(仮称)
の策定

大学、国立研究開発法人



- 「組織対組織」の産学官連携体制の構築
- イノベーション創出人材育成

イノベーション促進産学官対話会議の体制

イノベーション促進産学官対話会議

イノベーション促進のために求められる産学官それぞれの役割や具体的な対応を検討

産学官連携深化WG

産学官連携による共同研究強化のための
ガイドライン(仮称)の検討・作成

今後のスケジュール（予定）

7月27日 第1回 イノベーション促進産学官対話会議

8月～11月 産学官連携深化WGを数回程度開催

11月頃 第2回 イノベーション促進産学官対話会議

□「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン(仮称)」の提示

□「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン(仮称)」の活用の方向性の
検討 等

――以降、「イノベーション促進産学官対話会議」は、半年に1回程度開催予定

※産学官連携深化WGは、対話会議の間に1～2ヶ月に一回程度開催予定

「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン(仮称)」の策定に向けて
議論すべき論点(案)

(1) 大学等の本部機能の強化

- ・本部のリーダーシップ発揮の在り方
(戦略策定、機能強化の方向性等)

(2) 資金の好循環

- ・費用の見える化
- ・大学等の財務基盤の強化

(3) 知の好循環

- ・知財管理(不実施補償の在り方含む)
- ・リスクマネジメント
- ・営業秘密保護

(4) 人材の好循環

- ・クロスアポイントメント制度の促進
(エフォート管理、リスクマネジメント含む)
- ・産学連携活動への学生の参画
(エフォート管理、リスクマネジメント、職務発明含む)
- ・人事評価制度の在り方